

妻籠宿撮影規則

第1条 目的

妻籠宿伝統的建造物群保存地区の歴史的環境と住民の基本的権利、及び観光客の自由の保護のためにこの規則を定める。

第2条 区域

重要伝統的建造物群保存地区(1245.4Ha)全域においてこの規則を適用する。

第3条 申請許可

前項の区域内で撮影しようとする者は所定の撮影許可申請書を提出し許可を受けなければならない。

第4条 1、次に該当するものは、原則として許可しない。

- (ア)撮影時間(準備・片付けを含む)が午後9時から午前6時30分になるもの。
- (イ)低俗なもの、及び著しく妻籠宿の尊厳を損なうもの。
- (ウ)視聴者に誤解・曲解を招く恐れのあるもの。
- (エ)商業ベースの強いもの。
- (オ)観光客の行動を著しく妨げるもの。
- (カ)特定の家、特に観光業者以外の家に制限を強いる撮影。
- (キ)騒音を発する行為を伴うもの(ドローン等)。

2、特定の建造物内で撮影する場合は、事前にその建物所有者あるいは管理者の許可を受けなければならない。

3、撮影用レールの使用は禁止とする。

第5条 建物、器物等の損傷に対する保証

撮影中・準備、後片付け中に建物、器物に損傷を与えた場合は、修復弁償しなければならない。

第6条 直前許可

代表者は当日撮影を開始する前に財団事務所に打ち合わせた時間に出向き開始することを告げなければならない。

場合により撮影装置等が申請どおりか調べる場合がある。

第7条 規則の遵守

代表者は自らは勿論、スタッフにも許可条件を徹底させ規則に反した場合は、撮影中であっても撮影中止を命じられることがある。

第8条 補足

この規則に定めない事項が生じたときは申請者と本会の話し合いで解決するものとする。

最後に

この規則の骨子は妻籠宿という文化財を基調とした区域の住民、観光客に制限を加えてはならず、エロ、グロ、ナンセンス、殺し、等低俗な作品の舞台にしないためにつくられているもので、ディレクターだけでなく、スタッフ全員にこの事を徹底し、あくまで紳士的な撮影により妻籠宿のグレードの向上に協力していただくことにあります。

※撮影申請は遅くとも撮影予定日の10日前までに提出すること。

公益財団法人妻籠を愛する会

TEL 0264(57)3513

(FAX 共用)